「建設業法施行令」の一部改正案に関する意見募集について

令和４年１０月

国土交通省

国土交通省では、別紙のとおり、「建設業法施行令」（昭和31年政令第273号）の一部改正を行うことを予定しております。

つきましては、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から当該検討内容に対する御意見を募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

■意見募集対象

「建設業法施行令」の一部改正（案）（別紙参照）

■資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）

（2）国土交通省不動産・建設経済局建設業課において配布

■意見募集期間

令和４月１０月１２日（水）から令和４年１１月１０日(木）まで（必着）

■意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、以下のいずれかの方法でご意見を日本語にて送付して下さい。この場合、提出していただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「建設業法施行令の一部を改正する政令案について」と明記してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

1. 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp

1. ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号０３－５２５３－１５５３　国土交通省不動産・建設経済局建設業課あて

1. 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省不動産・建設経済局建設業課あて

■留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

（意見提出様式）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課　あて

「建設業法施行令」の一部改正案に対する意見

１．氏名

２．住所

３．電話番号

４．電子メールアドレス

５．意見

（該当箇所）

（意見）